



【照会先】

石川労働局発表
平成30年6月29日

石川労働局雇用環境・均等室
室長 入船 郁子
雇用環境改善・均等推進指導官 宮崎 剛
電話 076-265-4429
FAX 076-221-3087

報道関係者 各位

労使団体への『「働き方改革」及び「夏の生活スタイル（ゆう活）の推進」に向けた取組』に関する要請について

政府では、誰もが生きがいを持ってその能力を発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、「働き方改革」を推進しています。

「働き方改革」実現のためには、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として平成27年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変える国民運動を「ゆう活」として展開しています。

石川労働局（局長 松竹 泰男）では、県内企業に対し、「働き方改革」及び「夏の生活スタイル（ゆう活）」の推進を図るため、集中的に周知を行うこととしており、管内の事業主団体及び労働団体の長や役員を訪問し、参加企業等に対する取り組みを要請することとしています。

